

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（平成27年8月1日号）

【今号の内容】

- 「新・ダイバーシティ経営企業100選」を募集しています。
- 平成27年度「子育てにやさしい事業所」顕彰
- 「押さえておきたい最近の労務事情～労働法改正と働きやすい職場づくり～」を開催します！
- パワハラ対策取組支援セミナー2015（栃木会場）
- 「とちぎ女性会議2015」を開催します！
- 栃木いのちの電話開局35周年記念講演会
- ストレスチェック制度簡単導入マニュアル
- 労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）
- 働き方・休み方改善指標
- 地域のイベント等にあわせた年次有給休暇の取得
- テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰を実施します
- 「イクメンスピーチ甲子園2015」を開催します
- 平成26年度「過労死等の労災補償状況」
- 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の公表
- 中小企業勤労者福祉サービスセンター

「新・ダイバーシティ経営企業100選」を募集しています。

経済産業省は、「ダイバーシティ経営によって企業価値向上を果たした企業」を表彰する「ダイバーシティ経営企業100選」を実施しています。

「優れたダイバーシティ経営企業」として選定・表彰された企業については、ベストプラクティス集として取組内容を広く紹介し、優秀な人材確保など外的評価の向上につながることも期待されます。

今年度から、新たなフェーズとして、重点テーマを設定した「新・ダイバーシティ経営企業100選」を公募していますので、多くの中小企業の御応募をお待ちしております。「働き方改革」、「女性の職域拡大」、「外国人の活躍推進」につきましても、積極的に御応募ください。

応募期限：平成27年9月14日（月）【17時必着】

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/kigyol100sen/entry/index.html>

平成27年度「子育てにやさしい事業所」顕彰

県（こども政策課及び労働政策課）では、子育てと仕事の両立に取り組む県内の優れた事業所を「子育てにやさしい事業所」として顕彰することにより、これらの取組の普及を図っています。

平成27年度の顕彰にあたって、現在、子育てと仕事の両立支援に取り組んでいる事業所を募集しています。

1 顕彰の対象

法律に準拠した育児休業制度を設けているほか、子育てと仕事の両立を容易にする制度を設けたり、従業員に配慮した柔軟な雇用管理を行っている県内の事業所

2 応募期限

平成27年8月4日(火)

3 顕彰の種類

「栃木県知事賞」と「公益財団法人とちぎ未来づくり財団理事長賞」があります。

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://www.tmf.or.jp/youth.html#kosodate>

労働教育講座「押さえておきたい最近の労務事情～労働法改正と働きやすい職場づくり～」を開催します！

県では、「押さえておきたい最近の労務事情～労働法改正と働きやすい職場づくり～」をテーマとして労働教育講座を開催いたします。

第1部で2015年の労働法改正と企業の実務対応、第2部では県内企業による働きやすい職場づくりの取組に関するパネルディスカッションを行います。

どなたでも参加できますので、是非御応募ください。

- 1 日時：平成27年9月8日(火) 13:30～16:30
- 2 場所：栃木県庁研修館4階講堂
(宇都宮市埴田1-1-20)
- 3 内容：
第1部
講演：2015年の労働法改正と企業の実務対応
講師：中町誠法律事務所 弁護士 中井 智子 氏
第2部
働きやすい職場づくりパネルディスカッション
コーディネーター：(有) フェードイン
代表取締役 工藤 敬子 氏
- 4 申込期限：平成27年9月4日(金)
- 5 定員：150名(先着順)

申込方法等の詳細は、こちら(↓)を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f57/kouhou/2015roudoukyouikukouza.html>

パワーハラ対策取組支援セミナー2015(栃木会場)

厚生労働省では、企業等において、パワーハラスメント予防・解決への取組を進めるための「パワーハラ対策取組支援セミナー」を開催します。

今年度は、厚生労働省が作成した「パワーハラスメント対策導入マニュアル」を活用した具体的なパワーハラスメント対策を導入する方策を中心とする内容となっています。

セミナーは前半に講演を、後半にグループワークを行って、より理解を深めることができる内容になっています。

- 1 日時：平成27年9月18日(金) 14:30～17:00
- 2 場所：栃木県教育会館 3階大会議室
(宇都宮市駒生1-1-6)
- 3 対象：企業に所属して実際にパワーハラスメント

対策を担うことが見込まれる人事部門の方
※ 人事部門に所属していない場合でも、企業に所属して実際にパワーハラスメント対応を担当する方は御参加いただけます。

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/20150529.html>

「とちぎ女性会議2015」を開催します！

「男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会」を目指したい」と日本が掲げている目標は、実現するのか？「とちぎ女性会議2015」は、栃木県の未来を考え、共に問題や課題を解決できる仲間を作る場、自身の意識を高め・学びあう場として、県内の若手女性など有志が企画したものです。是非、御参加ください。

- 1 日時：平成27年8月23日（日）10:00～15:00
- 2 場所：日光田母沢御用邸記念公園
（栃木県日光市本町8-27）
- 3 スケジュール：
 - (1) 発表会（10:00～12:00）
テーマ：「今のわたし、未来のわたし」
起業家や専門職など8名の女性によるスピーチ
 - (2) 意見交換会（13:00～14:00）
発表者を交えての意見交換会
 - (3) 交流会（16:00～）
イベント参加者による全体交流会
- 4 参加費：無料（交流会のみ会費3,500円）
- 5 申込方法：①名前、②参加人数、③参加イベント、④年代、⑤住所、⑥連絡先を明記の上、メール（t.joseikaigi@gmail.com）で申し込む。
- 6 問合せ先：0288-25-7718
（サロン・ド・ニッコー 吉田宛て）

<https://m.facebook.com/t.joseikaigi>

栃木いのちの電話開局35周年記念講演会

栃木いのちの電話では、開局35周年を記念して、講演会を開催いたします。

- 1 日時：平成27年10月25日(日) 13:30～15:00
- 2 場所：栃木県青年会館 コンセーレ 1階大ホール
- 3 講師：芥川賞受賞作家 平野 啓一郎 氏
- 4 テーマ：自分を追い詰めない生き方
～「分人」という発想について～
- 5 定員：150名（先着順）

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/kouhou/inotinodennwa/h27koukaikouza.html>

ストレスチェック制度簡単導入マニュアル

定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団的に分析し、職場環境の改善につなげる取組であるストレスチェック制度が平成27年12月施行されることを受けて、厚生労働省では、ストレスチェック制度簡単導入マニュアルを作成し、公表しました。

【内容】

- ・ストレスチェックって何ですか？
- ・何のためにやるのでしょうか？
- ・いつまでに何をやればいいのか？
- ・何に気をつければいいのか？

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/anzeneisei12/pdf/150709-1.pdf>

労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）

労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改

善指針)は、事業主のみなさまに労働時間等の見直しに向けて取り組んでいただくにあたり、参考としていただきたい事項を記載したものです。

指針に書いていない労働者の抱える事情への配慮や取組の具体的内容についても、労使でよく話し合って御検討下さい。

【内容】

- 1 労働時間等の設定の改善に関する基本的考え方
- 2 事業主等が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置
 - (1) 事業主が講ずべき一般的な措置
 - (2) 特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置
 - (3) 事業主の団体が行うべき援助
 - (4) 事業主が他の事業主との取引上配慮すべき事項

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/

働き方・休み方改善指標

厚生労働省では、企業の皆様が社員の働き方・休み方の見直し及び改善に向けた検討を行う際に御活用いただくツールとして「働き方・休み方改善指標」を公表しています。

この指標は、労働時間や休暇に関する企業の実態などを「見える化」するものです。

【掲載内容】

- 1 長時間労働の抑制と年次有給休暇取得の必要性
- 2 実態把握の重要性
- 3 働き方・休み方改善指標について
- 4 企業向け改善指標を用いた「見える化」
- 5 社員向け改善指標を用いた「見える化」

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/140312_01.html

地域のイベント等にあわせた年次有給休暇の取得

過重労働による健康障害又は過労死等は、長時間労働によって発生することが多いので、長時間労働を行わないようにすることに加えて、年次有給休暇を取得するようにすることが大切です。上司が率先して年次有給休暇を取得して年次有給休暇を取りやすい職場の雰囲気とするなど環境を整える必要があります。

また、お祭りなどの地域イベントや小中学校などの学校休業日に合わせて、休暇の取得を促進することも年次有給休暇の計画的な取得を進めるためにも、有効です。

【地域イベント等にあわせた休暇取得の例】

- 1 熊本県人吉市
国宝 青井（あおい）阿蘇（あそ）神社で行われる 人吉（ひとよし）球磨（くま）地方最大の秋祭り「おくんち祭」に合わせて小中学校などが学校休業日となる10月9日を休暇取得日とする。
- 2 愛媛県新居浜市
四国三大祭りの一つに数えられ、金糸銀糸に彩られた50台以上の 絢爛豪華 な「太鼓台」と呼ばれる山車が練り歩く「新居浜太鼓祭り」に合わせて、10月15日～18日を休暇取得日とする。
- 3 埼玉県秩父地域
秩父神社の例大祭で、灯で飾り付けられた山車（笠鉾・屋台）の曳き回しや、冬の花火大会で知られる「秩父夜祭」に合わせて小中学校などが学校休業日となる12月3日及び11月14日の「埼玉県民の日」を休暇取得日とする。

テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰を実施します

厚生労働省では、今年度から新たに、テレワークの活用によって労働者のワーク・ライフ・バランスの実現に顕著な成果をあげた企業や団体、個人を表彰する「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰制度（輝くテレワーク賞）」を設けます。

今回の制度では、テレワークを活用したワーク・ライフ・バランスの実現に関して他の模範となる優秀な取組をしている企業などを表彰します。

- 1 表彰の対象と種類
 - (1) 厚生労働大臣賞「優秀賞」
 - (2) 厚生労働大臣賞「特別奨励賞」
 - (3) 厚生労働大臣賞「個人賞」

- 2 応募締切

平成27年8月31日（月）【必着】

- 3 応募方法

募集要項、応募フォームは専用ホームページ (<http://kagayakutelework.jp>) からダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、メールにより送付してください。

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000091646.html>

<http://kagayakutelework.jp/>

「イクメンスピーチ甲子園2015」を開催します

厚生労働省では、育児を積極的に行う男性＝「イクメン」を応援し、男性の育児休業取得を促進するイクメンプロジェクトの一環として、今年度も「イクメンスピーチ甲子園」を開催します。

- 1 募集内容

- (1) 育児と仕事を両立させている男性からの、両立に関するエピソード（必須、800文字以内）。
- (2) イクメン本人による育児に対する熱意を語る30秒動画メッセージ（任意）。

- 2 募集期間

平成27年6月29日（月）～同年8月23日（日）

- 3 応募方法

イクメンプロジェクトホームページの専用フォームから応募してください。

- 4 審査

- (1) 予選審査

エピソード審査を原則とし、必要に応じて動画メッセージも審査に加味します。

- (2) 決勝審査

平成27年10月19日（月）時事通信ホール(予定)にて、公開スピーチによる決勝戦を実施します。

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000089472.html>
<http://ikumen-project.jp>

平成26年度「過労死等の労災補償状況」

厚生労働省では、平成26年度の「過労死等の労災補償状況」を取りまとめ、公表しました。

厚生労働省では、過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害の状況について、年1回取りまとめています。

【ポイント】

- 1 脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況
 - (1) 請求件数は763件で、前年度比21件の減となり、3年連続で減少した。
 - (2) 業種別（大分類）では、支給決定件数は「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「製造業」の順に多い。

- 2 精神障害に関する事案の労災補償状況
 - (1) 請求件数は1,456件で、前年度比47件の増となり、過去最多。
 - (2) 支給決定件数は497件（うち未遂を含む自殺99件）で、前年度比61件の増となり、過去最多。
 - (3) 業種別（大分類）では、支給決定件数は「製造業」、「卸売業、小売業」、「運輸業、郵便業」の順に多い。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000089447.html>

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の公表

「過労死等の防止のために対策に関する大綱」が厚生労働省から公表されました。

今回の大綱では、過労死等防止対策推進法（平成26年11月施行）に基づき、(1)調査研究等、(2)啓発、(3)相談体制の整備等、(4)民間団体の活動に対する支援の

4つの対策を効果的に推進するための取組について定めています。

厚生労働省及び県では、今後、大綱に即して、過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向けて、各対策に取り組んでいきます。

【主な内容】

- 1 過労死等の防止のための対策の基本的考え方
- 2 国が取り組む重点対策
- 3 国以外の主体が取り組む重点対策
 - ① 地方公共団体
 - ② 事業主
 - ③ 労働組合等
 - ④ 民間団体
 - ⑤ 国民
- 4 推進上の留意事項

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000092244.html>

中小企業勤労者福祉サービスセンター

中小企業勤労者福祉サービスセンター（勤労者福祉共済会）とは、それぞれの事業所が単独では実施しにくい多種多様な福祉サービスを勤労者に提供するため、市町村等の協力を得て、中小企業の事業主及び勤労者が集まり、共同で設立されている団体です。

【事業内容】

- ・ 余暇活動事業
- ・ 健康の維持増進事業
- ・ 自己啓発事業
- ・ 生活安定事業
- ・ 財産形成事業

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/question/shigoto/roudou/qa0505217.html>

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください

い。

栃木県産業労働観光部労働政策課
rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225